

有料職業紹介手数料表

手数料に関する事項

本所が有料職業紹介サービスを行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無料
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス (職業紹介サービス)	成功報酬 ・ 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% を上限とします。 ・ 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は 1 年分）に支払われる賃金の 50% を上限とします。 ※手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス (職業紹介への付加サービス)	成功報酬 当該求職者の離職後 1 年間に支払われる賃金の 50% を上限とします。 ※手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

期間	返戻金
入社後 1 ヶ月以内に退職	紹介手数料の 80%
入社後 3 ヶ月以内に退職	紹介手数料の 50%

※紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別途定める場合があります。